福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び同施行規則

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。	（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正） 第十条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。
目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第３条―第 14 条） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 15 条―第 19 条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 20 条―第 23 条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 24 条―第 26 条） 第６章　雑則（第 27 条） 附則	目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第３条―第 14 条） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 15 条―第 19 条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 20 条―第 23 条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 24 条―第 26 条） 第６章　雑則（第 27 条） 附則	目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第３条―第 24 条） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 25 条―第 32 条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 33 条―第 37 条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 38 条―第 40 条） 第６章　雑則（第 41 条） 附則	目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第３条―第 24 条の２） 第３章　ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 25 条―第 32 条） 第４章　地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 33 条―第 37 条） 第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 38 条―第 40 条） 第６章　雑則（第 41 条） 附則	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の二） 第三章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章　削除 第五章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十四条―第五十九条） 第六章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十三条） 第七章　雑則（第六十四条） 附則	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の三） 第三章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章　削除 第五章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十四条―第五十九条） 第六章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十三条） 第七章　雑則（第六十四条） 附則

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び同施行規則

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この規則は、福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この規則は、福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	第一章　総則 （趣旨） 第一条　特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第五条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第六条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第十二条、第十六条第七項、第三十七条第八項、第四十条第二項及び第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十六条（第十三項を除く。）、第五十七	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				条第七項並びに第六十二条第八項の規定による基準 二　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第三項第一号及び第四項第一号イ（４）（床面積に係る部分に限る。）、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第三項第一号及び第四項第一号イ（４）（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。）の規定による基準 三　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十五条第四項から第六項まで（第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条第八項、第二十二条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第四十二条、第五十九条及び第六	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十六条第六項から第八項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項、第五十七条第八項及び第六十二条第九項の規定による基準 四　法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める基準以外のもの	
第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第２章　人員、設備及び運営に関する基準	第２章　人員、設備及び運営に関する基準	第二章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	
（基本方針） 第３条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう	（基本方針） 第３条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう			（基本方針） 第二条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
努めなければならない。 2　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 4　特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 5　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の	努めなければならない。 2　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 4　特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 5　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の			による適切な処遇を行うよう努めなければならない。 2　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 4　特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 5　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならな	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
措置を講じなければならない。	措置を講じなければならない。			い。	
（構造設備の一般原則） 第４条　特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	（構造設備の一般原則） 第４条　特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。			（構造設備の一般原則） 第三条　特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	
		（設備の専用） 第３条　特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	（設備の専用） 第３条　特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	（設備の専用） 第四条　特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	
		（職員の資格要件） 第４条　施設長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	（職員の資格要件） 第４条　施設長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	（職員の資格要件） 第五条　特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	
		２　生活相談員は、社会福祉法第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	２　生活相談員は、社会福祉法第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	２　生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	
		３　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改	３　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改	３　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 （職員の専従） 第５条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第６条　特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入所定員 ⑷　入所者の処遇の内容及び費用の額 ⑸　施設の利用に当たっての留意事項 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　非常災害対策 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他施設の運営に関する重要事項	善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 （職員の専従） 第５条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第６条　特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入所定員 ⑷　入所者の処遇の内容及び費用の額 ⑸　施設の利用に当たっての留意事項 ⑹　緊急時等における対応方法 ⑺　非常災害対策 ⑻　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑼　その他施設の運営に関する重要事項	善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 （職員の専従） 第六条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第七条　特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　施設の目的及び運営の方針 二　職員の職種、数及び職務の内容 三　入所定員 四　入所者の処遇の内容及び費用の額 五　施設の利用に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他施設の運営に関する重要事項	
（非常災害対策）	（非常災害対策）			（非常災害対策）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
第５条　特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。	第５条　特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。			第八条　特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	
２　特別養護老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。	２　特別養護老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。			２　特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。	
３　特別養護老人ホームは、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	３　特別養護老人ホームは、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。			３　特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
		（記録の整備） 第７条　特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　入所者の処遇に関する計画 ⑵　行った具体的な処遇の内容等の記録	（記録の整備） 第７条　特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　入所者の処遇に関する計画 ⑵　行った具体的な処遇の内容等の記録	（記録の整備） 第九条　特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　入所者の処遇に関する計画 二　行った具体的な処遇の内容等の記録	（記録の整備） 第九条　（略） ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑶　条例第９条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　条例第12条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　条例第13条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　特別養護老人ホームは、入所者から前項第２号に掲げる記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	⑶　条例第９条第６項第３号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 ⑷　条例第12条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　条例第13条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　特別養護老人ホームは、入所者から前項第２号に掲げる記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	三　第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	三　第十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五　第三十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
				第十条　削除	
（設備） 第６条　特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	（設備） 第６条　特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	（設備） 第８条　条例第６条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備） 第８条　条例第６条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備の基準） 第十一条　特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				ができる。 一　居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	
		⑴　居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第５条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	⑴　居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第５条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。		
２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入	２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入			２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。			のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	
		2　条例第６条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	2　条例第６条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3　特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人	3　特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人			3　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　居室 ⑵　静養室 ⑶　食堂 ⑷　浴室 ⑸　洗面設備 ⑹　便所 ⑺　医務室 ⑻　調理室 ⑼　介護職員室 ⑽　看護職員室 ⑾　機能訓練室 ⑿　面談室 ⒀　洗濯室又は洗濯場 ⒁　汚物処理室 ⒂　介護材料室 ⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　居室 ⑵　静養室 ⑶　食堂 ⑷　浴室 ⑸　洗面設備 ⑹　便所 ⑺　医務室 ⑻　調理室 ⑼　介護職員室 ⑽　看護職員室 ⑾　機能訓練室 ⑿　面談室 ⒀　洗濯室又は洗濯場 ⒁　汚物処理室 ⒂　介護材料室 ⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備			護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。 一　居室 二　静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。） 三　食堂 四　浴室 五　洗面設備 六　便所 七　医務室 八　調理室 九　介護職員室 十　看護職員室 十一　機能訓練室 十二　面談室 十三　洗濯室又は洗濯場 十四　汚物処理室 十五　介護材料室 十六　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	
4　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる。 5　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	4　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる。 5　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	3　条例第６条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室	3　条例第６条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室	4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		ア　地階に設けてはならないこと。 イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。 ウ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 カ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ク　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 ⑵　静養室 ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 イ　アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。 ⑶　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル	ア　地階に設けてはならないこと。 イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。 ウ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 カ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ク　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 ⑵　静養室 ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 イ　アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。 ⑶　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル	ロ　地階に設けてはならないこと。 ハ　入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ニ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ホ　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ヘ　床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ト　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 チ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 二　静養室 イ　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ロ　イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。 三　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		以上とすること。 ⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑹　医務室 ア　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。 イ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ⑺　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ⑻　介護職員室 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　必要な備品を備えること。	以上とすること。 ⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑹　医務室 ア　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。 イ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ⑺　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ⑻　介護職員室 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　必要な備品を備えること。	四　洗面設備 イ　居室のある階ごとに設けること。 ロ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 五　便所 イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 六　医務室 イ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。 ロ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 七　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 八　介護職員室 イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ　必要な備品を備えること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑼　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。 ４　居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 ⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の	⑼　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。 ４　居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 ⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の	九　食堂及び機能訓練室 イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ　必要な備品を備えること。 ５　居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 一　居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。 二　三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第１項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 ⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、	通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第１項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 ⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、	通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 三　居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。 ６　前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 一　廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。 二　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三　廊下及び階段には、手すりを設けること。 四　階段の傾斜は、緩やかにすること。 五　居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。	救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。		
（職員配置の基準） 第７条　特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下の特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士を置かないことができる。	（職員配置の基準） 第７条　特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下の特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士を置かないことができる。	（職員配置の基準） 第９条　条例第７条第１項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（職員配置の基準） 第９条　条例第７条第１項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（職員の配置の基準） 第十二条　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。	（職員の配置の基準） 第十二条　（略）
⑴　特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）	⑴　特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）	⑴　施設長　1	⑴　施設長　1	一　施設長　一	
⑵　医師	⑵　医師	⑵　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	⑵　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	二　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
⑶　生活相談員	⑶　生活相談員	⑶　生活相談員　入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１以上	⑶　生活相談員　入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１以上	三　生活相談員　入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上	
⑷　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）	⑷　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）	⑷　介護職員又は看護職員	⑷　介護職員又は看護職員	四　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）	
		ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務	ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務	イ　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。）で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。 （ア）　入所者の数が 30 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、１以上 （イ）　入所者の数が 30 を超えて 50 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、２以上 （ウ）　入所者の数が 50 を超えて 130 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３以上 （エ）　入所者の数が 130 を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上	すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。）で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。 （ア）　入所者の数が 30 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、１以上 （イ）　入所者の数が 30 を超えて 50 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、２以上 （ウ）　入所者の数が 50 を超えて 130 以下の特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３以上 （エ）　入所者の数が 130 を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上	ロ　看護職員の数は、次のとおりとすること。 （１）　入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上 （２）　入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上 （３）　入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三以上 （４）　入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上	
⑸　栄養士 ⑹　機能訓練指導員 ⑺　調理員、事務員その他の職員	⑸　栄養士 ⑹　機能訓練指導員 ⑺　調理員、事務員その他の職員	⑸　栄養士　１以上 ⑹　機能訓練指導員　１以上 ⑺　調理員、事務員その他の職員　　当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	⑸　栄養士　１以上 ⑹　機能訓練指導員　１以上 ⑺　調理員、事務員その他の職員　　当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	五　栄養士　一以上 六　機能訓練指導員　一以上 七　調理員、事務員その他の職員　当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	
２　前項各号に掲げる職員に関	２　前項各号に掲げる職員に関	２　前項の入所者の数は、前年			２～７　（略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
し必要な基準は、規則で定める。	し必要な基準は、規則で定める。	度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。	2　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。	2　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 3　第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。	
		3　第１項第１号の施設長及び同項第３号の生活相談員は、常勤でなければならない。	3　第１項第１号の施設長及び同項第３号の生活相談員は、常勤でなければならない。	4　第一項第一号の施設長及び同項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。	
		4　第１項第４号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。	4　第１項第４号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。	5　第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。	
		5　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	5　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	6　第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	
		6　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特	6　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特	7　第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	
		（新設）	7　特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が 30 人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 66 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 79 条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 70 号）第 69 条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以	（新設）	8　特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
			下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		サービス等基準」という。）第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
		（新設）	８　特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着	（新設）	９　特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
			型サービス基準条例第 30 条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 71 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
		（サービス提供困難時の対応） 第10条　特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する	（サービス提供困難時の対応） 第10条　特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する	（サービス提供困難時の対応） 第十二条の二　特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	
（入退所） 第８条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 ３　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなけれ	（入退所） 第８条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 ３　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなけれ			（入退所） 第十三条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 ３　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなけれ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
ばならない。 ５　特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	ばならない。 ５　特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			ばならない。 ５　特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
		（入所者の処遇に関する計画） 第11条　特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、文書によりその者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。	（入所者の処遇に関する計画） 第11条　特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、文書によりその者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。	（入所者の処遇に関する計画） 第十四条　特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。	
（処遇の方針） 第９条　特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。	（処遇の方針） 第９条　特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。			（処遇の方針） 第十五条　特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
２　入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行われなければならない。 ３　特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及	２　入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行われなければならない。 ３　特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及			２　入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 ３　特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５　特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならな	ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 6　特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7　特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならな				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
い。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	い。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8　特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（介護） 第12条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を	（介護） 第12条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を	6　特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 7　特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （介護） 第十六条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		もって行われなければならない。 2　特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	もって行われなければならない。 2　特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	をもって行われなければならない。 2　特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 3　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		第13条　特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第14条　特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第15条　特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家	第13条　特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第14条　特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第15条　特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家	第十七条　特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （相談及び援助） 第十八条　特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第十九条　特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第16条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第17条　特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （入所者の入院期間中の取扱い） 第18条　特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に	族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第16条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第17条　特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （入所者の入院期間中の取扱い） 第18条　特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に	族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （機能訓練） 第二十条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第二十一条　特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 （入所者の入院期間中の取扱い） 第二十二条　特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		入所することができるようにしなければならない。	入所することができるようにしなければならない。	入所することができるようにしなければならない。	
（緊急時等の対応） 第９条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第７条第１項第２号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	（緊急時等の対応） 第９条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第７条第１項第２号に掲げる医師及び当該特別養護老人ホームが定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。			（緊急時等の対応） 第二十二条の二　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	（緊急時等の対応） 第二十二条の二　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（新設）	２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。			（新設）	２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
（施設長の責務） 第10条　施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	（施設長の責務） 第10条　施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。			（施設長の責務） 第二十三条　特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	（施設長の責務） 第二十三条　（略）
２　施設長は、職員にこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	２　施設長は、職員にこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。			２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮	２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三までの規定を遵守させるために必要な指揮

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				命令を行うものとする。	命令を行うものとする。
		（勤務体制の確保等） 第19条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　特別養護老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該特別養護老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関	（勤務体制の確保等） 第19条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　特別養護老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該特別養護老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関	（勤務体制の確保等） 第二十四条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		する法律（平成 17 年法律第 124 号）第２条第５項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第 19 条の２　特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直し	する法律（平成 17 年法律第 124 号）第２条第５項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ５　特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第 19 条の２　特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直し	４　特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第二十四条の二　特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直し	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第20条　特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第21条　特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第20条　特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第21条　特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第二十五条　特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第二十六条　特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	⑵　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	二　当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
		⑶　介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	⑶　介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	三　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
		⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	四　前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	
		（協力病院等） 第22条　特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	（協力医療機関等） 第22条　特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。	（協力病院等） 第二十七条　特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	（協力医療機関等） 第二十七条　特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
		（新設）	⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しているこ	（新設）	一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているこ

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
			と。		と。
		（新設）	⑵　当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	（新設）	二　当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
		（新設）	⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	（新設）	三　入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
		（新設）	２　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。	（新設）	２　特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければならない。
		（新設）	３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	（新設）	３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をい

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		（新設）	4　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（新設）	う。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
		（新設）	5　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（新設）	5　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
		2　特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	6　特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	2　特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	6　（略）
		（掲示） 第23条　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。	（掲示） 第 23 条　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。		
		（新設）	2　特別養護老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該特別養護老人ホームに備え付		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		（新設）	け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　特別養護老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。		
（秘密保持等） 第11条　特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	（秘密保持等） 第11条　特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。			（秘密保持等） 第二十八条　特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	
（苦情処理） 第12条　特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、そ	（苦情処理） 第12条　特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、そ			（苦情処理） 第二十九条　特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、そ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
の行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	の行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。			の行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	
		（地域との連携等） 第24条　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 2　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（地域との連携等） 第24条　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 2　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（地域との連携等） 第三十条　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 2　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第13条　特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第13条　特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整			（事故発生の防止及び発生時の対応） 第三十一条　特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
備すること。 ⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第13条の２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生又はそ	備すること。 ⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 ⑶　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第13条の２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生又はそ			備すること。 二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ３　特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第三十一条の二　特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 三　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
		（新設）	（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第24条の２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービス	（新設）	（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第三十一条の三　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サー	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
			の質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。		ビスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。
（暴力団員等の排除） 第14条　施設長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。 ２　特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。	（暴力団員等の排除） 第14条　施設長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。 ２　特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。				
第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第３章　ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第３章　ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第三章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
（この章の趣旨） 第15条　前章（第７条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日	（この章の趣旨） 第15条　前章（第７条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日			（この章の趣旨） 第三十二条　前章（第十二条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第16条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、	常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第16条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、			同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第三十三条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ２　ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	（運営規程） 第 25 条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入居定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項	（運営規程） 第 25 条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容 ⑶　入居定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　緊急時等における対応方法 ⑻　非常災害対策 ⑼　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項	虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 （運営規程） 第三十四条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　施設の目的及び運営の方針 二　職員の職種、数及び職務の内容 三　入居定員 四　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五　入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 六　施設の利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他施設の運営に関する重要事項	
（設備） 第17条　ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満	（設備） 第17条　ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満	（設備） 第26条　条例第17条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備） 第26条　条例第17条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備の基準） 第三十五条　ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
たす２階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	たす２階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。			かの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	
		⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第19 条において準用する条例第５条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第19条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第19 条において準用する条例第５条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第19条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	一　居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十二条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第四十二条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	
２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋	２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋	２　条例第17条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	２　条例第17条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。			たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	
		⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	
		⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	
		⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3　ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、	3　ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、			3　ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第１号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　ユニット ア　居室 イ　共同生活室 ウ　洗面設備 エ　便所 ⑵　浴室 ⑶　医務室 ⑷　調理室 ⑸　洗濯室又は洗濯場 ⑹　汚物処理室 ⑺　介護材料室 ⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他ユニット型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第１号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　ユニット ア　居室 イ　共同生活室 ウ　洗面設備 エ　便所 ⑵　浴室 ⑶　医務室 ⑷　調理室 ⑸　洗濯室又は洗濯場 ⑹　汚物処理室 ⑺　介護材料室 ⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他ユニット型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	３　条例第 17 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、	３　条例第 17 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、	って、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 一　ユニット 二　浴室 三　医務室 四　調理室 五　洗濯室又は洗濯場 六　汚物処理室 七　介護材料室 八　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　ユニット イ　居室 （１）　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 （２）　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としてお	

		15 人を超えないものとすること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、条例第 17 条第４項ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。 （エ）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （オ）　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （カ）　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （キ）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （ク）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	15 人を超えないものとすること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、条例第 17 条第４項ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。 （エ）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （オ）　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （カ）　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （キ）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （ク）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	おむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 （３）　地階に設けてはならないこと。 （４）　一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（１）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。 （５）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （６）　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （７）　床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （８）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （９）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ　共同生活室 （１）　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		（イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （エ）　必要な設備及び備品を備えること。 ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑵　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑶　医務室	（イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （エ）　必要な設備及び備品を備えること。 ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑵　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑶　医務室	と。 （２）　地階に設けてはならないこと。 （３）　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （４）　必要な設備及び備品を備えること。 ハ　洗面設備 （１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （２）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ニ　便所 （１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （２）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 二　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 三　医務室	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		ア　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。 イ　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ⑷　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ４　ユニット及び浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 ⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	ア　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。 イ　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること ⑷　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ４　ユニット及び浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 ⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	イ　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。 ロ　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 四　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ５　ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 一　ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。 二　三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 三　ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		5　前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認める場合は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。 ⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入居者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とするこ	5　前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認める場合は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。 ⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入居者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とするこ	6　前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 一　廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。 二　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三　廊下及び階段には手すりを設けること。 四　階段の傾斜は、緩やかにすること。 五　ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		と。	と。		
（サービスの取扱方針） 第18条　入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2　入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3　入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4　入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサ	（サービスの取扱方針） 第18条　入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2　入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3　入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4　入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサ			（サービスの取扱方針） 第三十六条　入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2　入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3　入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4　入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
ービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	ービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7　前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 ⑴　入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ⑵　身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ⑶　身体的拘束等が一時的なものであること。 8　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。			ービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7　ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 ９　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 10　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ	⑵　当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 ⑶　当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第４項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 ９　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 10　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体拘束廃止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ			８　ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
と。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 11　ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	と。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 11　ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（介護） 第27条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うこと	（介護） 第27条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うこと	の従業者に周知徹底を図ること。 二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三　介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9　ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （介護） 第三十七条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うこ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		をもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7　ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型特別養護老人ホームは、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	をもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7　ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型特別養護老人ホームは、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	とをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7　ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		第 28 条　ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 29 条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に	第 28 条　ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第 29 条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に	第三十八条　ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （社会生活上の便宜の提供等） 第三十九条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （勤務体制の確保等） 第 30 条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 ⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職	対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （勤務体制の確保等） 第 30 条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 ⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職	対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 （勤務体制の確保等） 第四十条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職	（勤務体制の確保等） 第四十条　（略） ２～４　（略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該ユニット型特別養護老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該ユニット型特別養護老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ４　ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	
		（新設）	<u>５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>	（新設）	<u>５　ユニット型特別養護老人ホームの管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		5　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。	6　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。		
		6　ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	7　ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	5　ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	6　（略）
		（定員の遵守） 第 31 条　ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第 31 条　ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第四十一条　ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
（準用） 第19条　第４条、第５条、第８条及び第10条から第14条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第19条　第４条、第５条、第８条及び第10条から第14条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第32条　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条、第19条の２及び第21条から第24条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第18条第８項第３号」と、同	（準用） 第32条　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条、第19条の２及び第21条から第24条の２までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第18条第８項第３号」	（準用） 第四十二条　第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第	（準用） 第四十二条　第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第19条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第19条において準用する条例第13条第３項」と読み替えるものとする。	と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第19条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第19条において準用する条例第13条第３項」と読み替えるものとする。	十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と読み替えるものとする。 第四章　削除 第四十三条　削除 第四十四条　削除 第四十五条　削除 第四十六条　削除 第四十七条　削除 第四十八条　削除 第四十九条　削除	「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三まで」と読み替えるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				第五十条　削除 第五十一条　削除 第五十二条　削除 第五十三条　削除	
第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第４章　地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第４章　地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第五章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
（この章の趣旨） 第20条　前２章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第　号）第73条に規定する数を入所定員とする特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。	（この章の趣旨） 第20条　前２章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第　号）第73条に規定する数を入所定員とする特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。			（この章の趣旨） 第五十四条　第二章から前章までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。	
（設備） 第21条　地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホー	（設備） 第21条　地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホー	（設備） 第33条　条例第21条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備） 第33条　条例第21条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備の基準） 第五十五条　地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての地域密着型特別	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
ムの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	ムの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第23 条において準用する条例第５条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第23条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第23 条において準用する条例第５条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第23条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 一　居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十九条において準用する第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第五十九条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	
２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火	２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火	２　条例第21条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	２　条例第21条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。			建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	
		⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	
		⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。	
		⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部	3　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部			3　地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
を設けないことができる。 ⑴　居室 ⑵　静養室 ⑶　食堂 ⑷　浴室 ⑸　洗面設備 ⑹　便所 ⑺　医務室 ⑻　調理室 ⑼　介護職員室 ⑽　看護職員室 ⑾　機能訓練室 ⑿　面談室 ⒀　洗濯室又は洗濯場 ⒁　汚物処理室 ⒂　介護材料室 ⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	を設けないことができる。 ⑴　居室 ⑵　静養室 ⑶　食堂 ⑷　浴室 ⑸　洗面設備 ⑹　便所 ⑺　医務室 ⑻　調理室 ⑼　介護職員室 ⑽　看護職員室 ⑾　機能訓練室 ⑿　面談室 ⒀　洗濯室又は洗濯場 ⒁　汚物処理室 ⒂　介護材料室 ⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	３　条例第 21 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室 ア　地階に設けてはならないこと。 イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。 ウ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。	３　条例第 21 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　居室 ア　地階に設けてはならないこと。 イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。 ウ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。	る設備の一部を設けないことができる。 一　居室 二　静養室 三　食堂 四　浴室 五　洗面設備 六　便所 七　医務室 八　調理室 九　介護職員室 十　看護職員室 十一　機能訓練室 十二　面談室 十三　洗濯室又は洗濯場 十四　汚物処理室 十五　介護材料室 十六　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備 ４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ロ　地階に設けてはならないこと。 ハ　入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ニ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 カ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ク　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 ⑵　静養室 ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 イ　アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。 ⑶　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 カ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ク　間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 ⑵　静養室 ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 イ　アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。 ⑶　浴室 ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑷　洗面設備 ア　居室のある階ごとに設けること。 イ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	ホ　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ヘ　床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ト　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 チ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 二　静養室 イ　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ロ　イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。 三　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 四　洗面設備 イ　居室のある階ごとに設けること。 ロ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	⑸　便所 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ウ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。	五　便所 イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	
		⑹　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	⑹　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	六　医務室　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	
		⑺　調理室 ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているとき	⑺　調理室 ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているとき	七　調理室 イ　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ロ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているとき	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		は、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。 ⑻　介護職員室 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　必要な備品を備えること。 ⑼　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。 ４　居室、静養室等は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 ⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために	は、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。 ⑻　介護職員室 ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ　必要な備品を備えること。 ⑼　食堂及び機能訓練室 ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ　必要な備品を備えること。 ４　居室、静養室等は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 ⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために	は、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。 八　介護職員室 イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ　必要な備品を備えること。 九　食堂及び機能訓練室 イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ　必要な備品を備えること。 ５　居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 一　居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。 ⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。	必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、これによらないことができる。 ⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。	必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。 二　三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 三　居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ６　前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 一　廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 二　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三　廊下及び階段には、手すりを設けること。 四　階段の傾斜は、緩やかにすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 ６　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。	⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 ６　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。	五　居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ７　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。	
（職員配置の基準） 第22条　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士を置かないことができる。 ⑴　施設長 ⑵　医師	（職員配置の基準） 第22条　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士を置かないことができる。 ⑴　施設長 ⑵　医師	（職員配置の基準） 第34条　条例第22条第１項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　施設長　1 ⑵　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（職員配置の基準） 第34条　条例第22条第１項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 ⑴　施設長　1 ⑵　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（職員の配置の基準） 第五十六条　地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。 一　施設長　一 二　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	（職員の配置の基準） 第五十六条　（略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
⑶　生活相談員	⑶　生活相談員	⑶　生活相談員　１以上	⑶　生活相談員　１以上	三　生活相談員　一以上	
⑷　介護職員又は看護職員	⑷　介護職員又は看護職員	⑷　介護職員又は看護職員 ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、１以上	⑷　介護職員又は看護職員 ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 イ　看護職員の数は、１以上	四　介護職員又は看護職員 イ　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。 ロ　看護職員の数は、一以上とすること。	
⑸　栄養士	⑸　栄養士	⑸　栄養士　１以上	⑸　栄養士　１以上	五　栄養士　一以上	
⑹　機能訓練指導員	⑹　機能訓練指導員	⑹　機能訓練指導員　１以上	⑹　機能訓練指導員　１以上	六　機能訓練指導員　一以上	
⑺　調理員、事務員その他の職員	⑺　調理員、事務員その他の職員	⑺　調理員、事務員その他の職員　当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	⑺　調理員、事務員その他の職員　当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	七　調理員、事務員その他の職員　当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	
２　前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 ３　第１項第１号の施設長は、常勤でなければならない。	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 ３　第１項第１号の施設長は、常勤でなければならない。	２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 ３　第一項、第六項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 ４　第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。	２～10　（略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		4　第１項第２号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5　第１項第３号の生活相談員は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 6　第１項第４号の介護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 7　第１項第４号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 8　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士、機能訓練	4　第１項第２号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5　第１項第３号の生活相談員は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 6　第１項第４号の介護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。 7　第１項第４号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。 8　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士、機能訓練	5　第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 6　第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 7　第一項第四号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 8　第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。 9　第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士、機能訓練	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		指導員又は調理員、事務員その他の職員 ⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 ⑶　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 ⑷　病院（病床数が 100 以上のものに限る。）　栄養士 ⑸　診療所　事務員その他の従業者 9　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 10　地域密着型特別養護老人ホームに福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第79条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第69条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所	指導員又は調理員、事務員その他の職員 ⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 ⑶　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 ⑷　病院（病床数が 100 以上のものに限る。）　栄養士 ⑸　診療所　事務員その他の従業者 9　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 10　地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	指導員又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院　栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 五　診療所　事務員その他の従業者 10　第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 11　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」と	11　地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		いう。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
		11　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは条例第30条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談	11　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第28条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第30条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、	12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される	12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	これを置かないことができる。	場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
		12　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	12　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	13　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	13～15　（略）
		13　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第41条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第88条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが第１項から第11項までに定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型	13　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第41条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第88条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが第１項から第11項までに定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型	14　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第41条第１項及び第２項の規定に基づく規則若しくは指定地域密着型サービス基準条例第88条第１項及び第２項の規定に基づく規則又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第41条第１項及び第２項の規定に基づく規則若しくは指定地域密着型サービス基準条例第88条第１項及び第２項の規定に基づく規則又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	
		14　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	14　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	15　第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	
		（介護） 第35条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を	（介護） 第35条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を	（介護） 第五十七条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		もって行われなければならない。 2　地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせて	もって行われなければならない。 2　地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外	術をもって行われなければならない。 2　地域密着型特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 3　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4　地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5　地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7　地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		はならない。 （地域との連携等） 第36条　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ２　地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を	の者による介護を受けさせてはならない。 （地域との連携等） 第36条　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ２　地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を	の者による介護を受けさせてはならない。 （地域との連携等） 第五十八条　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ２　地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		作成するとともに、当該記録を公表するものとする。 ３　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ４　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	作成するとともに、当該記録を公表するものとする。 ３　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ４　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	作成するとともに、当該記録を公表するものとする。 ３　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ４　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
（準用） 第23条　第３条から第５条まで及び第８条から第14条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第23条　第３条から第５条まで及び第８条から第14条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第37条　第３条から第７条まで、第10条、第11条<u>及び第13条</u>から第23条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第23条において準用する条例第９条第６項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第23条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第23条において準用する第13条第３項」と読み替えるものとする。	（準用） 第37条　第３条から第７条まで、第10条、第11条<u>、第13条</u>から第23条まで<u>及び第24条の２</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第23条において準用する条例第９条第６項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第23条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第23条において準用する第13条第３項」と読み替えるものとする。	（準用） 第五十九条　第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで、第三十一条及び<u>第三十一条の二</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九	（準用） 第五十九条　第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで<u>及び第三十一条から第三十一条の三まで</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条及び第三十一条の二」と読み替えるものとする。	から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十一条の三まで」と読み替えるものとする。
第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第六章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
（この章の趣旨） 第24条　前３章（第22条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。	（この章の趣旨） 第24条　前３章（第22条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。			（この章の趣旨） 第六十条　第二章から前章まで（第五十六条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。	
（設備） 第25条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除	（設備） 第25条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除	（設備） 第38条　条例第25条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備） 第38条　条例第25条第１項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	（設備の基準） 第六十一条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 26 条において準用する条例第５条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第 26 条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ２　条例第25条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該	⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア　消防長又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 26 条において準用する条例第５条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　条例第 26 条において準用する条例第５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ２　条例第25条第２項の要件は、次の各号のいずれかに該	く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 一　居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第六十三条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第六十三条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	当することとする。 ⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することに	3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することに			3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
より当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第１号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　ユニット ア　居室 イ　共同生活室 ウ　洗面設備 エ　便所 ⑵　浴室 ⑶　医務室 ⑷　調理室 ⑸　洗濯室又は洗濯場 ⑹　汚物処理室 ⑺　介護材料室 ⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	より当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第１号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ⑴　ユニット ア　居室 イ　共同生活室 ウ　洗面設備 エ　便所 ⑵　浴室 ⑶　医務室 ⑷　調理室 ⑸　洗濯室又は洗濯場 ⑹　汚物処理室 ⑺　介護材料室 ⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備			ことにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。 一　ユニット 二　浴室 三　医務室 四　調理室 五　洗濯室又は洗濯場 六　汚物処理室 七　介護材料室 八　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	
４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	４　一の居室の定員は、１人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。 ５　前項に規定するもののほか、第３項各号に掲げる設備その他ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	３　条例第 25 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （１）　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接し	３　条例第 25 条第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （１）　ユニット ア　居室 （ア）　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接し	４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　ユニット イ　居室 （１）　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 （２）　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		て一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとすること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、条例第 25 条第４項ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とする。 （エ）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （オ）　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （カ）　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （キ）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （ク）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当	て一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとすること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、条例第 25 条第４項ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とする。 （エ）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （オ）　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （カ）　床面積の 14 分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （キ）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （ク）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ　共同生活室 （ア）　いずれかのユニットに属するものとし、当	共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 （３）　地階に設けてはならないこと。 （４）　一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（１）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。 （５）　寝台又はこれに代わる設備を備えること。 （６）　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 （７）　床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 （８）　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 （９）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ　共同生活室 （１）　共同生活室は、いずれかのユニットに属	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （エ）　必要な設備及び備品を備えること。 ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑵　浴室	該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ）　地階に設けてはならないこと。 （ウ）　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （エ）　必要な設備及び備品を備えること。 ウ　洗面設備 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 エ　便所 （ア）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 （ウ）　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑵　浴室	するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （２）　地階に設けてはならないこと。 （３）　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （４）　必要な設備及び備品を備えること。 ハ　洗面設備 （１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （２）　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ニ　便所 （１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （２）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 二　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑶　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 ⑷　調理室 ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。 ４　ユニット及び浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれ	ア　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 イ　出入口の幅は、内法による測定で、１メートル以上とすること。 ⑶　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 ⑷　調理室 ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。 ４　ユニット及び浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれ	三　医務室　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 四　調理室 イ　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ロ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。 ５　ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		にも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 ⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、こ	にも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 ⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通じる特別避難階段を２以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上）有すること。 ⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いること。 ⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ５　前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 ⑴　廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認めるときは、こ	にも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 一　ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。 二　三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 三　ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ６　前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 一　廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		れによらないことができる。 ⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入居者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。 ６　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。 （介護） 第39条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に	れによらないことができる。 ⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ⑶　廊下、階段その他入居者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。 ⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ⑹　ユニットが２階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設けることとし、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90 センチメートル以上とすること。 ６　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。 （介護） 第39条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に	これによらないことができる。 二　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三　廊下及び階段には手すりを設けること。 四　階段の傾斜は、緩やかにすること。 五　ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ７　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。 （介護） 第六十二条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		7　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	7　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	7　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	
（準用） 第26条　第４条、第５条、第８条、第10条から第14条まで、第16条及び第18条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第26条　第４条、第５条、第８条、第10条から第14条まで、第16条及び第18条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。	（準用） 第40条　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条まで、第19条の２、第21条から第23条まで、第25条、第28条から第31条まで及び第36条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第26条において準用する条例第18条第８項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第26条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第26条において準用する条例第13条第３項」と読	（準用） 第40条　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条まで、第19条の２、第21条から第23条まで、及び24条の２、第25条、第28条から第31条まで及び第36条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第26条において準用する条例第18条第８項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「第26条において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは「第26条において準用する条	（準用） 第六十三条　第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条に	（準用） 第六十三条　第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		み替えるものとする。	例第13条第３項」と読み替えるものとする。	おいて準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。	十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。
第６章　雑則	第６章　雑則	第６章　雑則	第６章　雑則	第七章　雑則	
		（電磁的記録等） 第 41 条　特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書	（電磁的記録等） 第 41 条　特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書	（電磁的記録等） 第六十四条　特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	
（委任） 第27条　この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。	（委任） 第27条　この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。				
附　則	附　則	附　則	附　則	附　則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五三号）　抄	
（施行期日） 1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。	（施行期日） 1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。	（施行期日） 1　この規則は、平成25年4月1日から施行する。	（施行期日） 1　この規則は、平成25年4月1日から施行する。	（施行期日） 第一条　この省令は、公布の日から施行する。	
（経過措置）	（経過措置）	（経過措置）	（経過措置）		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
２　この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第６条第４項及び第21条第４項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは、「４人以下とする」とする。	２　この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第６条第４項及び第21条第４項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「１人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは、「４人以下とする」とする。	２　この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第８条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第26条第３項第１号エ（ウ）、同項第２号イ、同条第５項第６号、第33条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第38条第３項第１号エ（ウ）、同項第２号イ及び同条第５項第６号の規定は、適用しない。	２　この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第８条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第26条第３項第１号エ（ウ）、同項第２号イ、同条第５項第６号、第33条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第38条第３項第１号エ（ウ）、同項第２号イ及び同条第５項第６号の規定は、適用しない。	附　則　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第一項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。次条第二項において「設備運営基準」という。）第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの	
３　平成12年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第４条第１項（同令第４条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第18条第２項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成16年４月１日以後に全面的に改築されたものを除	３　平成12年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第４条第１項（同令第４条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第18条第２項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成16年４月１日以後に全面的に改築されたものを除				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
く。）については、第６条第３項第14号、第17条第３項第６号、第21条第３項第14号及び第25条第３項第６号の規定は、当分の間、適用しない。	く。）については、第６条第３項第14号、第17条第３項第６号、第21条第３項第14号及び第25条第３項第６号の規定は、当分の間、適用しない。			（平成十六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第十一条第三項第十四号、第三十五条第三項第六号、第五十五条第三項第十四号及び第六十一条第三項第六号の規定は、当分の間適用しない。	
		３　平成 12 年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第８条第３項第１号イ及び第 33 条第３項第１号イの規定を適用する場合においては、これらの規定中「10.65 平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95 平方メートル」とする。	３　平成 12 年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第８条第３項第１号イ及び第 33 条第３項第１号イの規定を適用する場合においては、これらの規定中「10.65 平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95 平方メートル」とする。	第三条　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第十一条第四項第一号及び第五十五条第四項第一号の規定を適用する場合においては、第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。 ２　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第四条第二項（設備運営基準第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合において	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				は、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。	
		４　平成 12 年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホームについては、第８条第３項第９号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第 33 条第３項第９号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。	４　平成 12 年４月１日前から引き続き存する特別養護老人ホームについては、第８条第３項第９号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第 33 条第３項第９号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。	第四条　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第十一条第四項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第五十五条第四項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。 第五条　平成十七年三月三十一日までの間は、第十二条第一項の規定を特別養護老人ホームであって小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に適用する場合においては、同項第四号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。	
		５　一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以	５　一般病床（医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		下同じ。）若しくは療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第８条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第26条第３項第１号エウ、同項第２号イ、同条第５項第６号、第33条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第38条第３項第１号エウ、同項第２号イ及び同条第５項第６号の規定は、適用しない。	下同じ。）若しくは療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第８条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第26条第３項第１号エウ、同項第２号イ、同条第５項第６号、第33条第３項第３号イ、同項第５号ウ、同条第５項第６号、第38条第３項第１号エウ、同項第２号イ及び同条第５項第６号の規定は、適用しない。		
		６　一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を	６　一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を	第六条　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第８条第３項第９号ア及び第33条第３項第９号アの規定にかかわらず、食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。	平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第８条第３項第９号ア及び第33条第３項第９号アの規定にかかわらず、食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。	三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所と	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				することができるものとする。	
		7　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第８条第３項第９号ア及び第33条第３項第９号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	7　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第８条第３項第９号ア及び第33条第３項第９号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	第七条　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	
		⑴　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	⑴　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	一　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑵　食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	⑵　食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	二　食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。	
		８　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第８条第５項第１号、第26条第５項第１号、第33条第５項第１号及び第38条第５項第１号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	８　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第８条第５項第１号、第26条第５項第１号、第33条第５項第１号及び第38条第５項第１号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	第八条　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第十一条第六項第一号、第三十五条第六項第一号、第五十五条第六項第一号及び第六十一条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。 附　則　（平成一二年六月一日厚生省令第九九号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄 （施行期日） 1　この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号） 1　この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附　則　（平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇七号） （施行期日） 第一条　この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				第二条　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第三章（第三十五条第四項第一号イ（４）及び同号ロ（３）を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第四項第一号イ（４）の規定を適用する場合においては、同号イ（４）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。 ２　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、新基準第三章に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第四項第一号ロ（３）の規定を適用する場合においては、同号ロ（３）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
４　平成14年８月７日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。	４　平成14年８月７日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。			（経過措置） 第三条　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。 ２　この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、新基準第十二条及び第三章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。次項において同じ。）に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。 附　則　（平成一五年三月一四日厚生労働省令第三三号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。 附　則　（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）　抄	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				（施行期日） 第一条　この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。 第九条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則（平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第九条　この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第四項第一号イ（４）（ｉ）の規定を適用する場合においては、同号イ（４）（ｉ）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。 附　則　（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は平成十八年四月一日から施行する。 附　則　（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三八号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条　この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係るこの省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第六十一条第四項第一号イ（４）（ｉ）の規定の適用については、同号イ（４）（ｉ）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				以上」とする。 ２　この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る新基準第六十一条第四項第一号ロ（３）の規定の適用については、同号ロ（３）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 第三条　特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等（新基準第五十六条第十一項に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。）のうち、この省令の施行の際現にその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、同条第十三項の規定は適用しない。 附　則　（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。た	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				だし、第五条の規定は、公布の日から施行する。 附　則　（平成一九年五月三一日厚生労働省令第八五号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附　則　（平成二〇年四月一〇日厚生労働省令第九二号） この省令は、平成二十年五月一日から施行する。 附　則　（平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五四号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				附　則　（平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇八号） この省令は、公布の日から施行する。 附　則　（平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第六条　平成十五年四月一日以前に老人福祉法第十五条の規定により設置されている特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。）であって、この省令による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホ	
5　第２章（第７条を除く。）及び第３章の規定にかかわらず、平成15年４月１日以前に法第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月２日以後に同条の規定により設置されたものを含む。以下この項において「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成23	5　第２章（第７条を除く。）及び第３章の規定にかかわらず、平成15年４月１日以前に法第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月２日以後に同条の規定により設置されたものを含む。以下この項において「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成23	9　第２章（第９条を除く。）及び第３章の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホームであって、介護保険法第48条第１項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第17項までに定めるところによることができる。	9　第２章（第９条を除く。）及び第３章の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホームであって、介護保険法第48条第１項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第17項までに定めるところによることができる。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
年９月１日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に同条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第48条第１項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第10項までに定めるところによることができる。 ６　一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第16条に、それ以外の部分にあっては第３条に定めるところによる。	年９月１日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に同条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第48条第１項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第10項までに定めるところによることができる。 ６　一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第16条に、それ以外の部分にあっては第３条に定めるところによる。	10　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容	10　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　職員の職種、員数及び職務の内容	ーム基準」という。）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		⑶　ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額並びにそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　非常災害対策 ⑻　その他の施設の運営に関する重要事項	⑶　ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 ⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑸　ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額並びにそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額 ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　非常災害対策 ⑻　その他の施設の運営に関する重要事項		
7　一部ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第17条に、それ以外の部分にあっては第６条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。 8　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第18条に、それ以外の部分に	7　一部ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第17条に、それ以外の部分にあっては第６条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。 8　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第18条に、それ以外の部分に	11　一部ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第26条に、それ以外の部分にあっては第８条に定めるところによる。	11　一部ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第26条に、それ以外の部分にあっては第８条に定めるところによる。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
あっては第９条に定めるところによる。	あっては第９条に定めるところによる。				
		12　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、介護は、ユニット部分にあっては第27条に、それ以外の部分にあっては第12条に定めるところによる。	12　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、介護は、ユニット部分にあっては第27条に、それ以外の部分にあっては第12条に定めるところによる。		
		13　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあっては第28条に、それ以外の部分にあっては第13条に定めるところによる。	13　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあっては第28条に、それ以外の部分にあっては第13条に定めるところによる。		
		14　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第29条に、それ以外の部分にあっては第15条に定めるところによる。	14　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第29条に、それ以外の部分にあっては第15条に定めるところによる。		
		15　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第30条に、それ以外の部分にあっては第19条に定めるところによる。	15　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第30条に、それ以外の部分にあっては第19条に定めるところによる。		
		16　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあっては第31条に、それ以外の部分にあっては第20条に定めるところによる。	16　一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあっては第31条に、それ以外の部分にあっては第20条に定めるところによる。		
９　第４条、第５条、第８条及び第10条から第14条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用す	９　第４条、第５条、第８条及び第10条から第14条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用す	17　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条まで及び第21条から第24条までの規定	17　第３条から第５条まで、第７条、第10条、第11条、第14条、第16条から第18条まで及び第21条から第24条までの規定		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
る。	る。	は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第９条第６項第３号及び第18条第８項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「条例附則第９項において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは、「附則第９項において準用する条例第13条第３項」と読み替えるものとする。	は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第７条第２項第３号中「第９条第６項第３号」とあるのは「第９条第６項第３号及び第18条第８項第３号」と、同項第４号中「第12条第２項」とあるのは「条例附則第９項において準用する条例第12条第２項」と、同項第５号中「第13条第３項」とあるのは、「附則第９項において準用する条例第13条第３項」と読み替えるものとする。		
10　附則第６項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。	10　附則第６項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。			2　この省令の施行の際現に老人福祉法第十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームであって、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				祉施設」という。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。 （検討） 第十七条　厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 附　則　（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）　抄 （施行期日）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新特養基準」という。）第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定の適用については、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。 ２　前項の条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定を適用する場合においては、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。 附　則　（平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附　則　（平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附　則　（平成二七年一月十六日厚生労働省令第四号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 （介護予防通所介護に関する経過措置） 第四条　旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該		
		附則 （施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 （介護予防通所介護に関する経過措置） 2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 53 条第１項に規定する指	附則 （施行期日） 1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。 （介護予防通所介護に関する経過措置） 2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 53 条第１項に規定する指		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護又は法第 54 条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則第 34 条第 11 項の規定は、平成 30 年３月 31 日までの間は、なおその効力を有する。	定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護又は法第 54 条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則第 34 条第 11 項の規定は、平成 30 年３月 31 日までの間は、なおその効力を有する。	当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 四　第十条による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五十六第十二項の規定	
附　則 1　この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。	附　則 1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。	附　則 1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。 附　則 この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。	附　則 1　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。 附　則 この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。	附　則　（平成二十八年二月五日厚生労働省令第十四号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。 附　則　（平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第百九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。	
附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。	附　則 （施行期日） 第一条　この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置） 2　この条例の施行の日（以下「施工日」という。）から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第５項（改正後の条例第23条において準用する場合を含む。）、第13条の２（改正後の条例第19条、第23条及び第26条において準用する場合を含む。）及び第16条第３項（改正後の条例第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。		（虐待の防止に係る経過措置） 2　この規則の施行の日（以下「施工日」という。）から令和６年３月 31 日までの間、この規則による改正後の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第６条（改正後の規則第 37 条において準用する場合を含む。）及び第 25 条（改正後の規則第 40 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。		（虐待の防止に係る経過措置） 第二条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の特別養護老人ホーム基準（以下「新特別養護老人ホーム基準」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新特別養護老人ホーム基準第七条（新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
				第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
		（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第19条の２（改正後の規則第32条、第37条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第19条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。		（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 第三条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準第二十四条の二（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	
		（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ４　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第19条第３項（改正後の規則第37条において準用する場合を含む。）及び第30条第４項（改	（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ４　施行日から令和６年３月31日までの間、改正後の規則第19条第３項（改正後の規則第37条において準用する場合を含む。）及び第30条第４項（改	（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 第五条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準第二十四条第三項（新特別養護老人ホーム基準第五十	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		正後の規則第40条において準用する場合を含む。）の規則適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員等に係る経過措置） 5　施行日以降、当分の間、改正後の規則第 26 条第３項第１号ア（ア）及び第 38 条第３項第１号ア（ア）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、改正後の規則第９条第１項第４号ア及び第 30 条第２項（改正後の規則第 40 条において準用する場合も含める。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 6　この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居	正後の規則第40条において準用する場合を含む。）の規則適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員等に係る経過措置） 5　施行日以降、当分の間、改正後の規則第 26 条第３項第１号ア（ア）及び第 38 条第３項第１号ア（ア）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、改正後の規則第９条第１項第４号ア及び第 30 条第２項（改正後の規則第 40 条において準用する場合も含める。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 6　この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居	九条において準用する場合を含む。）及び第四十条第四項（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 第六条　この省令の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ（２）及び第六十一条第四項第一号イ（２）の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準同省令第十二条第一項第四号イ及び第四十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 第七条　この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条におい	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		室等」という。）であって、この規則による改正前の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則第 26 条第３項第１号ア（エ）及び第 38 条第３項第１号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。	室等」という。）であって、この規則による改正前の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則第 26 条第３項第１号ア（エ）及び第 38 条第３項第１号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。	て「居室等」という。）であって、第十一条の規定による改正前の特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ（４）（ⅱ）及び第六十一条第四項第一号イ（４）（ⅱ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。	
（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） ３　施行日から起算して６月を経過する日までの間、改正後の条例第 13 条第１項（改正後の条例第 19 条、第 23 条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに、第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。	（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） ３　施行日から起算して６月を経過する日までの間、改正後の条例第 13 条第１項（改正後の条例第 19 条、第 23 条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに、第４号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。			（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 第十条　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新特別養護老人ホーム基準第三十一条第一項（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。	
		（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置） ７　施行日から令和６年３月 31 日までの間、改正後の規則第 21 条第２項第３号（改正後の規則第 32 条、第 37 条及び第 40 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、		（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 第十一条　この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準第二十六条第二項第三号（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
		特別養護老人ホームは、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。		び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。	
	附　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。		附　則 （施行期日） １　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第23条に２項を加える改正規定（同条第３項に係る部分に限る。）は、令和７年４月１日から施行する。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） ２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第22条第１項（改正後の規則第32条、第37条及び第 40 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。		附　則 （施行期日） 第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置） 第四条　この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第十二条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新特別養護老人ホーム基準」という。）第三十一条の三（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条、第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「し

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省（新）
			（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置） ２　この省令の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第24条の２（改正後の規則第32条、第37条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。		なければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） 第六条　この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新特別養護老人ホーム基準第二十七条第一項（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。